



お父さん、まさか、認知症!?

妻: どうしよう…母から『最近お父さんの様子がおかしい』ってメールが来たわ。

夫: どこか具合でも悪いの? 今年の正月に行った時には特に調子が悪そうじゃなかったけど。

妻: それがこの前の台風の時、玄関で滑って転んで足を痛めてかららしいのよ。ずっと家にこもりがちになって、テレビをつけっ放しで寝ちゃうことや、話しかけても気づかないことが多いみたい。

夫: お父さん、しょっちゅうゴルフや温泉旅行に出かけてたのに。でも、健康上の問題はないんでしょ。

妻: それはそうなんだけど…どうやら銀行のキャッシュカードの暗証番号を忘れて使えなくなったり、口座の残高不足でクレジットカードでの買い物代金が引き落とせなかったりするらしいのよ。

夫: 自分で財産管理をするのが難しくなってきたってことかな。

妻: この間は母と2人で銀行に行って、定期預金を一部解約し普通預金口座に入金したそうよ。でも、また同じようなことがおきないか、母はすごく心配している。まあ、父は自分で遺言書を書いてあと話していたから大丈夫だろうけれど。



夫: 自分の財産の分け方は遺言書に書いてあるかもしれないけれど、それはお父さんが亡くなった時の話だよ。その前に認知症になったら大問題だ! いくら2人で銀行に行っても、預金をおろすことができなくなるかもしれないよ。

妻: え、でも認知症になってしまったら、後見人を頼めば良いんじゃない?

夫: 認知症を発症してからだと、家族が後見人となって財産管理をする事は無理かもしれないよ。そうなると、お父さんが好きなゴルフや温泉旅行のために、お金を引き出すのも難しくなるだろうね。

妻: 遺言書があるから安心だと思っていたけれど…そんなこともあったのね。

夫: その遺言書だけれど、法律文書としての決まりごととはきちんと満たしているのかな。例えば遺言書を書いた日付や押印がないと、正式な遺言書として認められないから、かえって揉め事になる事もあるよ。

妻: そんな決まりがあるなんて、知らなかったわ。でも、相続人は母と私と妹の3人しかいないし、全員納得するからきっと大丈夫。

夫: 相続人は全員が納得しても、正式な遺言書として認められなければ相続の手続きができないよ。自宅の名義を変えたり、預貯金を解約したりする場合、遺言書の原本の他に『審判書』という家庭裁判所お墨付きの文書がないとだめなんだ。

妻: ええっ、お父さん、ちゃんと書いたのか心配だな。今度話してみなきゃ。でも、その前に認知症になってしまったら、どうしたら良いの?

夫: 認知症を発症してしまったら、家庭裁判所に法定後見の申し立てをしなくてはならない。その場合、最近はいり込みの問題で親族が後見人を行うことは殆ど認められず、裁判所が弁護士等の専門家を後見人として決めることが多いそうだ。法定後見人の任務は被後見人の財産を守ることだから、旅行代を出したり、庭の手入れのため植木屋さんを頼んだりするのは難しくなるよ。それに、仮にお母さんが先に亡くなった場合、お母さんの財産の2分の1は法定通りお父さんが受け取ることになるだろうね。また、法定後見人に報酬も支払わなければならないから、できればその前に手を打っておく必要はあるかもしれない。

妻: それは困ったな。その前に手を打っておくって言ったけれど、今できることは何かあるの?

夫: 『任意後見』っていう制度があるのを知っているかな。「万が一、自分が認知症等になって意思判断能力がなくなった場合は、この人に自分の財産管理を含めて身の回りの事を任せる。」というものだ。公証役場って知ってる?

妻: いろいろなところにある、遺言書や離婚の協議書や何かを作ってくれるところよね。

夫: そうそう、そこで任意後見の公正証書を作っておけば良いと思うよ。お父さんが亡くなるまで意思判断能力がしっかりしていれば不要になるけれど、こればかりはわからない。もしもの事を考えると安心だよ。

妻: 話の切り出し方が難しいけれど、近いうちに実家に行ってそれとなく伝えてみるわ。ついでに遺言書ももう一度確認してもらえると良いわね!

(文責: 行政書士・社会保険労務士 久保祐子)